

序文

研究代表者 吉本 充宏

日本は世界有数の火山国と言われながら、国内の火山研究者は近年、減少傾向にあり、国際的にも存在感が薄くなりつつある観が強い。国立大学の法人化に伴い運営費交付金による火山観測の維持が困難になってきていることや、論文数やインパクトファクター等による定量的な成果指標では不利にならざるを得ない地道な火山の調査・観測を若者が敬遠することなど様々な要因が関連しているものと思われるが、これに伴い、火山学会員の中からも行政の火山防災対策に協力する余力が削がれている状態を危惧する声が大学教員を中心に聞かれていた。

そのような中、2014年9月27日に長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山で水蒸気噴火が発生し、63人の死者・行方不明者を出す戦後最大の火山災害となった。この災害の教訓に基づき国全体の火山防災対策の見直しを進めるべく、2015年に活動火山対策特別措置法が改正された。この改正により、活火山周辺の自治体は火山防災協議会を設置することが義務付けられ、火山専門家も構成員として協議会に参画することが明文化された。すなわち、火山災害対策に関して火山専門家が行政に助言することに法的根拠が与えられることになったことを意味しており、火山専門家の社会貢献がより一層、求められる状況が生じた。

これまでも火山学関連の基礎研究に従事する研究者が行政の火山噴火対応に関して助言を求められる状況がしばしば発生してきたが、どのような基準や方針で助言するべきかは日本火山学会の会員どうしても議論されることは少なく、各自の判断に委ねられていた観が強い。しかし、火山専門家においても法定化された協議会の中で役割を担うということであれば、火山学に関する国内で最大の学会である日本火山学会において、一定程度の一貫性や整合性を保つための枠組みに関して議論する必要性があるものと思われる。

このような状況を踏まえ、火山災害の予防・軽減に関わる課題を検討する組織として日本火山学会に常設されている火山防災委員会では、火山防災協議会における専門家の役割を整理し、専門家の助言を防災行政に効果的に活用する方策について検討を行うこととした。幸いにも、京都大学防災研究所の共同研究として採択していただいたため、円滑に調査を進めることが可能となり、本報告書に国内の火山研究者らより集めた声をまとめることができた。火山噴火が発生した際に本報告書に集約された知見が活用されることを期待したい。

最後になりましたが、本研究の遂行にご支援をいただいた京都大学防災研究所ならびに同研究所火山観測研究センターの関係者の方々に深く感謝いたします。